

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正（案）について ご意見をお寄せください

市は、「大和市柳橋ふれあいプラザ条例」について、その一部改正を進めています。
このたび、その改正（案）がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

◇募集期間

令和7年8月29日（金曜日）～令和7年9月30日（火曜日）（必着）

◇関連資料

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正（案）について（裏面）

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正（案）に関する意見書（別添）

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名又は法人・団体名、住所又は所在地及び年代等を明記のうえ、
ご意見をお寄せください。

- ・窓口持参・郵送（下記の問合わせ先へ）
- ・ファクスで送信（ファックス番号046-268-6715）
- ・オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）



（電子申請用二次元コード）

※1. 意見を記入する書式は自由です。

※2. ご持参いただく場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前8時から午後4時 45 分の間にお越し
ください。

※3. 寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日、市のホームページで公開します
（個々のご意見に対する直接回答はいたしません）。

※4. 電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

※5. 記入いただいたご住所等は、個人情報保護に関する法律に則り、適正に管理し、ご意見
の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業
務にのみ利用させていただきます。

<お問合せ先>

〒242-0026 大和市草柳3-12-1 大和市環境管理センター内
大和市 環境共生部 施設課

電 話 : 046-269-1522（直通）

ファクス : 046-268-6715

時 間 : 午前8時00分～午後4時45分（土・日曜日、祝日を除く）

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部改正(案)について

1. 改正の背景

柳橋ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）は、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を目的として平成6年4月に設置された施設で、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用しています。

供用開始から30年以上が経過し、施設の老朽化の進行によって、設備の機能低下が見られることから、修理や補強も必要な状況にあります。

第1集会室、第2集会室、会議室及び調理実習室（以下「集会室等」という。）の使用料についてはプラザの供用開始から、また、浴室の使用料は平成9年度から現在まで据え置いてきましたが、今後もプラザを安定的かつ継続的に運営するため、次のとおり、使用料の見直しを行います。

2. 改定内容

(1) 浴室の使用料(1回)

市内に住所を有する者				市外に住所を有する者			
現行		改定案		現行		改定案	
区分	料金	区分	料金	区分	料金	区分	料金
中学生 以上	100円	大人	200円	中学生 以上	300円	大人	400円
		中高生※	100円			中高生※	300円
小学生	50円	小学生	50円	小学生	150円	小学生	150円
幼児	無料	幼児	無料	幼児	50円	幼児	50円

※18歳に達する日以後最初の3月31日まで

(2) 集会室等の使用料(1時間)

施設名	午前10時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	現行	改定案	現行	改定案
第1集会室	600円	750円	750円	900円
第2集会室	300円	350円	400円	500円
会議室	150円	150円	200円	250円
調理実習室	200円	250円	250円	300円

(3) 改定時期

令和8年4月1日

3. その他

- ・環境管理センターから半径500m圏内にかかる自治会区域内の居住者については、現在、浴室の使用料を全額免除しています。今回の使用料の改定にあわせて、対象地域を拡大したうえで軽減率を50%に見直す予定です。

【対象地域の見直し図】

